

**鳥取県告示第466号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（米子境港都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成22年6月30日から平成23年1月14日まで
- 3 作業地域 境港市全域